

➤ 記入はすべて委任者(登録される方)ご自身が記入してください。

代理人選任届

代理人	住 所
	フリガナ 氏 名
	生年月日

委任事項 (該当するものに✓を入れてください)

区分	<input type="checkbox"/> 印鑑登録申請	<input type="checkbox"/> シティカード廃止申請
	<input type="checkbox"/> シティカード交付申請	<input type="checkbox"/> 暗証番号廃止申請
	<input type="checkbox"/> 暗証番号登録(変更)申請	<input type="checkbox"/> シティカード亡失届
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録廃止申請	

本人が来庁できない理由

上記の者を私の代理人に選任し、所定の権限を委任したので届けます。

平成 年 月 日

東近江市長 様

(委任者)

住 所 東近江市

氏 名

生年月日 年 月 日

(登録印)

- ※ 印鑑登録関係の場合は、登録した印鑑(実印)を押してください。
- ※ 登録できる印鑑は、印影の大きさが一辺の長さ8mm以上または25mm以下の正方形に収まるものです。

印鑑登録・暗証番号登録に関する注意事項

- 15歳未満の方及び被成年後見人は登録をすることができません。
- 印鑑登録及び暗証番号の申請は、原則的に本人自ら手続きをしなければなりません。

ただし、疾病その他やむをえない理由により代理人が申請を行う場合は、登録する本人が自署、押印した委任の旨を証する書面（代理人選任届または委任状）が必要となります。

○ 本人自らが申請する場合

- 1 官公署の発行した写真の添付してある本人確認書類（運転免許証・外国人登録証明書・身体障害者手帳等）を持参されたときは、即日登録ができます。
- 2 上記、本人確認書類のほか、印鑑登録申請書に添付されている保証書を持参されたときも即日登録ができます。（印鑑登録と暗証番号同時登録の場合）

保証書には、保証人の署名、実印による押印が必要です。保証人は、東近江市の市民ですすでに印鑑登録をされている方に限ります。

- 3 暗証番号のみの登録の場合は、官公署の発行した写真を添付した本人確認書類（運転免許証・外国人登録証等）1種類、または写真添付の無い本人確認書類（健康保険証・老人保健医療受給者証・介護保険被保険者証・年金手帳等）2種類を持参された場合は即日登録ができます。

○ 代理人により申請する場合及び本人自ら申請された場合でも、免許証等の本人を確認できる書類を持参されなかった場合は、照会書の発送・回答書の提出により、本人の登録意志確認を行う必要がありますので、即日登録はできません。

回答書は、1ヶ月以内に本人が持参してください。

代理人が持参される場合は、本人が自署押印した委任の旨を証する書面が必要です。

○ 印鑑登録をされる場合、次のような印鑑は登録には適しません。

- ▶ ゴム印
- ▶ 変形の恐れのある印鑑
- ▶ 欠損した印鑑
- ▶ 既に世帯の中で登録している印鑑